

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年9月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 1 業務内容

### (1) 業務名

PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書のとおり

### (3) 履行期間

仕様書のとおり

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### (4) 履行場所

仕様書のとおり（広島県庁本庁舎、広島県運転免許センター）

### (5) 事業単価

企画提案書作成要領に記載のとおり、各施設について参考価格（単価(円/kWh)）を設定する。

## 2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(5) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(7) 本業務と類似の業務履行実績として、今年度及び過去5年度の期間（平成30年度～令和5年9月15日時点まで）において、実績を有すること。類似の業務実績とは、民間も含めたPPA方式による太陽光発電設備設置事業の採用実績（事業完遂ではなく、太陽光パネルの設置が完了し、発電した電気が供用開始に至ったもの）を指す。

(8) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

### 3 公募型プロポーザル手続等

#### (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

##### ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県 環境県民局 環境政策課 環境企画グループ (広島県庁南館 3 階)

電話 (082) 513-2911 (ダイヤルイン)

電子メール [kankansei@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kankansei@pref.hiroshima.lg.jp)

※交付場所にて直接受け取りを希望する際は、事前に問い合わせ先へ連絡すること。

##### イ 交付期間

令和 5 年 9 月 15 日 (金) から令和 5 年 10 月 2 日 (月) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

##### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

#### (2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類 (以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。) を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

##### イ 提出先

上記(1)アの場所

##### ウ 提出期限

令和 5 年 10 月 2 日 (月) 午後 5 時

##### エ 提出方法

持参、郵便等 (郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便。) による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

##### オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 5 年 10 月 4 日 (水) までに通知する。

#### (3) 施設見学

ア 上記(2)で参加資格を認めた事業者は、本件候補施設の見学を行う。事業者は候補施設ごとに見学希望日を下記のとおり申し込むものとする。見学申し込み期限までに申し込みがあった事業者ごとに見学日程を調整し、参加資格確認結果通知後、参加資格を認めた事業者に、詳細について別途環境政策課から通知する。

なお、施設見学に当たっては、環境政策課及び施設管理者の指示に従うこと。

イ 見学期間

令和5年10月10日（火）～令和5年10月13日（金）

ウ 見学申し込み期限

令和5年10月2日（月）午後5時

エ 見学申し込み方法

上記(1)アの場所に、電話又は電子メールで申し込むものとする。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和5年11月1日（水）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、持参する場合は、事前に問い合わせ先へ連絡すること。また、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和5年11月7日（火）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 契約の締結等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約における特約事項

この公募型プロポーザルによる契約は、令和5年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができる。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の締結について

選定した最優秀提案者と詳細を協議し、最優秀提案者自らが仕様書に基づいて現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、構造安全性等を確認した詳細設計等の書類について県の確認を受けたのち、太陽光発電設備を設置できると県が確認できた施設について、電気料金の提案価格を上限として、施設ごとに電気供給契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合には、公募型プロポーザル選定委員会が次点と評価した者と交渉する場合がある。その場合、協議が不調に終わった提案者が契約締結までに要した費用については、県は一切負担しない。

(7) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定手続きを行うものとする。ただし、すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。

(8) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県環境県民局環境政策課環境企画グループ（広島県庁南館 3 階）

電話（082）513 - 2911（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）227 - 4815

電子メール [kankansei@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kankansei@pref.hiroshima.lg.jp)